



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大塚龍児教授の経歴と業績
Author(s)	山本, 哲生
Citation	北大法学論集, 59(6), 339-354
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38378
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-6_p339-354.pdf



大塚龍児教授の経歴と業績

大塚龍児教授は、平成二二年三月三日をもって北海道大学大学院法学研究科を定年退職される。大塚教授は、昭和四四年六月に東京大学法学部を卒業後、昭和四四年七月に東京大学法学部助手に採用され、昭和四七年八月に北海道大学法学部に助教授として赴任された。昭和五五年一二月には同教授に昇任、平成一二年四月に北海道大学の組織替えに伴って大学院法学研究科教授となられた。

この間、法学部・法学研究科、全学の各種委員を務められ、平成六年一二月から平成八年一二月までは北海道大学法学部長・北海道大学大学院法学研究科長を務められるなど、法学部・法学研究科の運営に多大な尽力をされてこられている。

また、教育面では、学部においては、商法ⅠⅡⅢ（会社法、

総則・商行為、手形小切手法）、海商法、保険法、商法演習など、大学院法学研究科（法科大学院を含む）においては、商法特殊講義、現代商取引法、商事法事例問題研究などの講義や演習を担当されてきた。さらに、長年、法律相談室顧問を務められており、また、司法試験受験生に対しても非常に熱心に指導されるなど、教育活動にも多大な尽力をされてこられている。

この他、学会では、日本私法学会理事（平成四年まで）、日本海法学会理事、日本空法学会理事を務められている。さらに司法試験考査委員も務められていた。

大塚教授の研究業績については、その特色は民商法を初めとする私法全般に対する深い理解に裏打ちされた、的確な法解釈にあるといえよう。すなわち、具体的な問題の解決にあたり、

山 本 哲 生

その問題を法体系上どのように位置づけることができるかを的確に判断することにより、既存の法規定を駆使し、法体系に適

した法解釈として妥当な結論を導くものである。ここでは、純粹に形式的に法体系との整合性をはかることが目的とされているわけではない。法律がどのような状況を想定し、どのような利益を保護することを意図しているかについての正確な理解をもとにして法解釈が展開されているのであり、そのことにより実質的には恣意的に結論を出すというようなことは排除される。また、それだけではなく、後述のように、そのような理解を背景として、法体系に適合した解釈がそれ自体として妥当な解決をもたらすことについても十分な意が払われているものといえよう。私法全般に対する深い理解があるからこそ、法体系から離れた新規な理論を用いることなく、従来の法律の枠組みを用いる形で、適切な法解釈を展開することが可能となっているのである。

大塚教授の研究業績では商取引法、商法総則、有価証券法、会社法の商法全般が扱われており、さらには、民法、破産法に関わる業績もあり、ここでも私法全般についての幅広い理解が示されている。また、数多くの判例評釈を書かれているが、限られた紙数において非常に含蓄のある指摘がなされていること

がしばしばである。

なお、大塚教授の研究業績においては、直接にはわが国における法解釈が課題とされているため、ドイツ法の状況を詳述するというような部分は必ずしも多くはない。しかし、各所でドイツ法が参照されている内容から、ドイツ法に対する造詣の深さが伺えるものとなっている。

以下では、大塚教授の研究業績につき、対象とする分野ごとにまとめて、簡潔にみていくこととする。まず、商取引法、商法総則に関する業績がある。教授の研究は問屋の委託実行行為から生じる法律関係についての研究から始まっているようである。ここでは委託者の保護が問題となるが、問屋について特殊な法理を認めることはわが国の法解釈としては困難であるとして、先行的占有改定等を認めることにより委託者が一定程度保護されることを指摘したうえで、委託者と問屋の関係を請負契約とみなすことにより委託者の保護をはかることができることを示唆されている。法体系から離れた新規な理論を用いることなく、既存の枠組みを利用した法解釈として適切な解決を提示するというあり方がここでも顕著に現れているものといえよう。

この分野におけるこの他の業績としては、たとえば、約款の

拘束力に関する論稿がある。分量的には決して長いものではないが、その内容は非常に含蓄に富むものとなっている。契約という枠組みに基づき、意思解釈、合意の拘束力という視点から、不合理な内容の約款については拘束力を否定するという、後に先端的と評される結論を導かれている。

次に、有価証券法についての一連の業績がある。この中で、手形行為の無因性に関連する業績として、後者の抗弁・二重無権の抗弁に関する研究、原因関係の時効消滅が人的抗弁となるかについての研究などがある。これらの研究においては、手形行為が無因であるとは何を意味するかについての深い理解が示され、無因性を認めたことの反面として不当利得の抗弁が認められることが指摘されている。ここでは無因であることを理論的につきつめればどのような構成になるかということが論じられていると同時に、そのような結論が妥当性を有していることが示されている。たとえば、原因関係の時効消滅が人的抗弁になるかについては、判例、通説はこれを認めるのに対して、原因債権が無効であったり、消滅したりする場合には手形債権自体が不当利得となるのであるが、原因債権が時効消滅した場合には手形債権は不当利得とはならないことを示される。そして、手形債権と原因債権が並存するように手形を支払うために授受

したとされる場合に、原因債権が時効消滅することで手形債権も行使できなくなるという結果は、当事者の合理的意思にも反するのではないかということを指摘されるのである。

最後に、会社法についての業績としては、たとえば、人的会社における退社員の持分払戻、株主全員出席総会の効力などに関する研究がある。後者においては、少なくとも招集権者による召集行為がなければ株主総会とはいえず、株式会社の意思決定とはいえないことを指摘される一方で、全員出席総会を認めないと事実上株主総会を開いていない小規模会社では妥当な結果にならないという批判につき、招集権者による召集行為があれば、後の違反は決議取消の原因になると解することができる。また、明示の召集行為がなくても全員出席総会で招集権者が同席して異議を述べないときには黙示の召集行為があったと解することができることを指摘したうえで、取消であると、取消の訴えが確定するまでは決議は有効であり、訴え提起期間も限られていることから、それほど不当な結果にはならないことを示される。ここでも、理論的に突き詰めたいうで、巧みな法解釈により妥当ではない結果は避けられることが示されている。

以上のように、北海道大学に赴任されて以来三六年間に亘り大塚教授は教育活動においては非常に熱心に学生の指導にあた

られ、また、研究活動においては顕著な学術的意義が認められる業績を数多く残してこられた。本研究科を退職された後も、教育・研究活動において益々活躍されることを祈念してやまない。

大塚龍児教授の経歴

昭和二〇年	四月	北海道札幌市に生れる。
昭和四三年	一〇月	司法試験合格
昭和四四年	六月	東京大学法学部卒業
昭和四四年	七月	東京大学法学部助手
昭和四七年	八月	北海道大学法学部助教授
昭和五五年	二月	北海道大学法学部教授
平成	元年一〇月	日本海法学会理事
平成	二年一〇月	日本私法学会理事（平成四年九月まで）
平成	三年三月	ミュンヘン大学法学部、コロンビア大学ロースクールにて在外研究（二月まで）
平成	五年五月	日本空法学会理事
平成	六年一月	司法試験第二次試験審査委員（平成一五

年一月まで）

平成 六年 一二月

北海道大学法学部長・北海道大学大学院

平成 九年 一二月

法学研究科長（平成八年一二月まで）

平成 一二年 二月

札幌市人事委員会委員

平成 一二年 二月

北海道建設紛争審査会会長（平成一八年

一月まで）

平成 一二年 四月

北海道大学大学院法学研究科教授

大塚龍児教授の業績

【著書】

一九七七（昭和五二）年

『手形・小切手の法律入門』（有斐閣）（田村諄之輔・前田重

行・倉澤康一郎氏と共著）

一九八八（昭和六三）年

『商法（二）総則・商行為』（有斐閣）（落合誠一・山下友信

氏と共著）

一九八九（平成元）年

『商法（三）手形・小切手』（有斐閣）（林身・福瀧博之氏と共著）

二〇〇五（平成一七）年

『商法（三）手形・小切手（第二版補訂二版）』（有斐閣）（林身・福瀧博之氏と共著）

一九九三（平成五）年

『手形・小切手の法律入門（新版）』（有斐閣）（田村諄之輔・前田重行・倉澤康一郎氏と共著）

二〇〇六（平成一八）年

『商法（一）総則・商行為（第三版）』（有斐閣）（落合誠一・山下友信氏と共著）

『商法（二）総則・商行為（第二版）』（有斐閣）（落合誠一・山下友信氏と共著）

『商法（三）手形・小切手（第三版）』（有斐閣）（林身・福瀧博之氏と共著）

一九九八（平成一〇）年

『商法（三）手形・小切手（第二版）』（有斐閣）（林身・福瀧博之氏と共著）

二〇〇七（平成一九）年

『商法（二）総則・商行為（第三版補訂版）』（有斐閣）（落合誠一・山下友信氏と共著）

二〇〇一（平成一三）年

『商法（三）手形・小切手（第二版補訂）』（有斐閣）（林身・福瀧博之氏と共著）

一九七四（昭和四九）年

『商法（二）総則・商行為（全訂版）』（有斐閣）（落合誠一・山下友信氏と共著）

「介入権を行使した問屋が破産した場合の法律関係」法学教室（第二期）五号

【論説】

「裏書の原因関係が無効・消滅の場合の被裏書人の地位」鴻
常夫編集代表『商事法の諸問題（石井昭久先生追悼論文集）』
（有斐閣）

「問屋営業」『体系商法辞典』（青林書院新社）

「手形・小切手とその他の原因関係」鈴木竹雄ほか編『新商法演
習3 手形・小切手』（有斐閣）

一九七五（昭和五〇）年

「取締役」長浜洋一、平出慶道編『会社法を学ぶ』（有斐閣）

「普通取引約款の拘束力」法学教室（第二期）八号

「問屋の委託実行行為により生ずる法律関係の観点から見た
agencyの法理」竹内昭夫編『現代商法学の課題下（鈴木竹
雄先生古稀記念）』（有斐閣）

一九七六（昭和五一）年

「手形能力」菅原菊志、前田庸編『手形・小切手を学ぶ』（有

斐閣）

一九七七（昭和五二）年

「商法五八二条～五八九条」大隅健一郎ほか編『判例コンメ
ンタール 13上 商法Ⅲ 上』（三省堂）

一九七八（昭和五三）年

「これからの商法学（これからの法律学）」座談会 大塚龍児・
落合誠一・神崎克郎・渋谷光子・前田重行・竹内昭夫◇ジュ
リスト六五五号

「法人格否認の法理」日本弁護士連合会特別研修叢書五二年
度

「問屋の委託実行行為から生ずる法律関係について」私法四
〇号

「約款の解釈方法」『民法の争点』

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法の争点』

一九七九（昭和五四）年

「営業譲渡と取引の安全」金融・商事判例五六五号

「手形行為の瑕疵と手形抗弁」Law School 八号

「手形の時効・利得償還請求権」別冊法学セミナー四一号

「株主総会決議の瑕疵」鴻常夫ほか編『会社法律全書』（第一法規）

一九八〇（昭和五五）年

「原因関係と人的抗弁—手形の無因性と直接の当事者間における人的抗弁の基礎。人的抗弁の個別性、権利濫用の抗弁、二重無権の抗弁等の理解のために」Law School 一八号

「問屋営業」上柳克郎ほか編『商法総則・商行為法』商法講義（一）（有斐閣）

「手形利得償還請求権—特にその利得について」北大法学論集三一巻二号

「有価証券の除権判決〈争点の現況〉」Law School 二七号

一九八一（昭和五六）年

「有価証券の除権判決について」北大法学論集三一巻三・四号下巻（小山教授退官記念特集）

一九八三（昭和五八）年

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法の争点（第二版）』

「預金取引と事故」鈴木禄弥、竹内昭夫編『金融取引法大系（二）預金取引』（有斐閣）

一九八四（昭和五九）年

「抱合せ増資」上柳克郎ほか編『会社法演習（三）株式会社（計算ほか）・有限会社等』（有斐閣）

一九八五（昭和六〇）年

「委託販売契約」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系（四）商品売買・消費者契約・区分所有建物』（有斐閣）

「商業登記（および公告）の対抗力について」江頭憲治郎編

『八〇年代商事法の諸相（鴻常夫先生還暦記念）』（有斐閣）

「約款の解釈方法」『民法の争点Ⅱ債権総論・債権各論』

「有価証券の偽造・変造」竹内昭夫、龍田節編『有価証券（現代企業法講座五）』（東京大学出版会）

「商法八〇条（社員の責任）」八三条（自称社員の責任）

上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（一）総則・合名会社・合資会社』（有斐閣）

一九八八（昭和六三）年

「原因関係の時効消滅は人的手形抗弁となりうるか」北大法
学論集三八巻五・六号下巻（山島教授退官記念特集）

一九八九（平成元）年

「人的会社社員の出資義務と退社員の持分払戻」北大法学論
集三九巻五・六号上巻（五十嵐教授・數教授退官記念特集）

一九九〇（平成二）年

「ケースによる手形法入門——白地手形の除権判決」法学教
室一二二号

一九九三（平成五）年

「演習」法学教室一五一号

「演習」法学教室一五二号

「演習」法学教室一五三号

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法の争点Ⅱ商行為・保
険・海商・手形・小切手』

「演習」法学教室一五四号

「演習」法学教室一五五号

「演習」法学教室一五六号

「演習」法学教室一五七号

一九九五(平成七)年

「演習」法学教室一五八号

「株主権の強化・株主代表訴訟」落合誠一ほか編『現代企業立法の軌跡と展望(鴻常夫先生古稀記念)』(商事法務研究会)

「演習」法学教室一五九号

一九九八(平成一〇)年

一九九四(平成六)年

「株主全員出席総会の効力」岩原紳作、神田秀樹編『商事法の展望―新しい企業法を求めて(竹内昭夫先生追悼論文集)』(商事法務研究会)

「演習」法学教室一六〇号

「演習」法学教室一六一号

一九九九(平成一一)年

「演習」法学教室一六二号

「手形の満期は振出日より前であってはならないか」瀬川信久編『私法学の再構築(北海道大学法学部ライブラリー二)』(北海道大学図書刊行会)

「持分の承継と訴訟の承継―最大判昭四五・七・一五」奥島孝康、宮島司編『商法の判例と論理―昭和四〇年代の最高裁判例をめぐって(倉澤康一郎教授還暦記念論文集)』(日本評論社)

「弁済による代位と破産法二四条・二六条・二七条、和議法四五条(上)(下)」法曹時報五一巻一〇号、五一巻一一号

「商業登記の一般的効力について―代表権、代理権の登記を中心にして」登記研究五六〇号

二〇〇八(平成二〇)年

「会社法第六条(会社の商号)―第一五条(会社の使用人)」酒巻俊雄、龍田節編集代表『逐条解説会社法(第一巻)総則・

設立 会社法の沿革・会社法の性格・第一条～第一〇三条』
(中央経済社)

「主務大臣の認可をえない海上保険約款の変更の効力」『海事判例百選(増補版)』

【判例研究等】

一九七〇(昭和四五)年

「他人名義で約束手形を振り出した者に手形振出人としての責任が認められた事例」法学協会雑誌八七卷五号

一九七一(昭和四六)年

「商法四九四条にいう「不正の請託」の意義―いわゆる東洋電機カラーテレビ事件」ジュリスト四七九号

一九七二(昭和四七)年

「運送人の留置権または商人間の留置権と留置物の所有権との関係―東京電気化学工業事件」ジュリスト五一三三号

「銀行の手形印影照合の際の注意義務の程度等」経済法(経済法学会誌) 一五号

一九七三(昭和四八)年

一九七五(昭和五〇)年

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法〔総則・商行為〕判例百選』

一九七六(昭和五一)年

「振出・裏書の原因関係がともに消滅した場合と人的抗弁の対抗」『手形小切手判例百選(新版・増補)』

「問屋の破産と取戻権」『倒産判例百選』

一九七七(昭和五二)年

「盗取された約束手形に振出人として署名していた者の責任」『商法の判例(第三版)』

「(一) 電気供給規程の性質と消費者に対する拘束力、(二) 本来の債務に一円不足のある弁済の提供の適否―東京電力電気料金一円不払事件第一審判決」判例時報八五〇号(判例

評論二二一号

「保険金受領の際の誓約文言」『商法（保険・海商）判例百選』

一九七八（昭和五三）年

「手形に保証の趣旨で裏書をした場合に原因債務についての民事保証を推認することの可否」判例時報八八九号（判例評論二三四号）

一九七九（昭和五四）年

「手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効」民商法雑誌七九卷六号

「表見代表取締役と第三者の過失」『会社判例百選（第三版）』

「要素の錯誤による裏書の効力―悪意の抗弁が認められた事例」『昭和五十三年度重要判例解説』（ジュリスト六九三三三）

「他人の普通預金通帳と届出印鑑を窃取した者に対してなし

た預金払戻につき、銀行に過失を認め債権の準占有者に対する弁済としての効力を否定した事例」ジュリスト六九八号

「（一）会社資金による新株の払込は無効であるとされた事例（二）引受欠缺のある新株につき共同引受を擬制された取締役の一人が全額の払込みをなした場合と右新株の帰属関係（三）株主総会で右取締役が右新株全部について議決権を行使したのは違法であり、その議決権を除くと、右株主総会の決議は不存在であるとされた事例」判例時報九三五号（判例評論二四八号）

一九八〇（昭和五五）年

「生命保険約款の効力」『生命保険判例百選』

「保険料の不払による契約の失効」『生命保険判例百選』

「手形による保険料の支払」『損害保険判例百選』

一九八一（昭和五六）年

「商品取引員の外務員が顧客との間で受託契約準則違反の商

品取引委託契約をした場合に、商品取引員は契約上の義務ありとしつつ、顧客にも過失ありとして、七割の過失相殺をした事例」ジュリスト七三二号

「振出・裏書の原因関係がともに消滅した場合と人的抗弁の対抗」『手形小切手判例百選（第三版）』

「株主総会召集の手続に瑕疵がある場合であっても決議取消を棄却するのが相当であるとされた事例」代行者レポート五六号

「株主のなした株主総会決議無効確認の訴の提起が、悪意にでたものとして、原告たる株主に対し担保提供を命じた事例」ジュリスト七五四号

一九八二（昭和五七）年

「取締役会の無効な決議により選任された代表取締役がした行為と商法二六二条の類推適用」判例時報一〇四〇号（判例評論二八一号）

「振出の日付に先だつ日付の裏書の効力」ジュリスト七七四号

一九八三（昭和五八）年

「表見代表取締役と第三者の過失」『会社判例百選（第四版）』

「株券を盗取された運送人（国鉄）からその株券の悪意、重過失ある取得者に対してなされた返還請求につき、民法一九三条の適用を否定し、商法二二九条、小切手法二一条に基づき請求を認容した事例」判例時報一〇六七号（判例評論二九〇号）

「所有権留保をした自動車の売主の転買者に対する引渡請求が権利濫用とされた事例」ジュリスト七九四号

「約束手形の裏書人が振出人の手形金支払義務の時効による消滅に伴い自己の所持人に対する償還義務も消滅したとしてその履行を免れようとするのが信義則に反し許されないとされた事例」民商法雑誌八九卷一号

一九八四（昭和五九）年

「新株発行無効についての一考察」代行リポート六九号

一九八五（昭和六〇）年

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法（総則・商行為）判例百選（第二版）』

「営業譲渡と労働契約関係」『商法（総則・商行為）判例百選（第二版）』

一九八六（昭和六二）年

「株主による額面株式と無額面株式との間の転換の請求と株券の提出の要否」判例時報一一七〇号（判例評論三二三号）

「銀行の自己宛小切手と債務の本旨に従った弁済の提供」ジュリスト八五六号

一九八七（昭和六二）年

「（一）役員選任の株主総会決議取消しの訴えの係属中に当該役員が退任した場合に、訴えの利益が失われない特別の事

情があるとされた事例（二）取締役会の招集につき一部の取締役に対する通知もれがあっても、当該取締役会の決議を有効とする特段の事情があるとされた事例」判例時報一二二一号（判例評論三三八号）

「（一）株式会社のいわゆる全員出席総会における決議の効力（二）株主の代理人の出席を含むいわゆる全員出席総会における決議が有効となる場合」代行リポート七七号

「会社とその株主との間の株券不発行の合意は、当該株主が株券の所持を望んでいない場合にのみ有効であるとされた事例」判例時報一二三九号（判例評論三四三号）

一九八八（昭和六三）年

「手形金請求の訴えの定義と原因債権の消滅時効の中断」月刊法学教室九一号

「いわゆる二重無権の抗弁」『法学ガイド一四―商法Ⅲ』（別冊法学セミナー八七）

「生命保険約款の効力」『生命保険判例百選（増補版）』

一九九一（平成三）年

「保険料の不払による契約の失効」『生命保険判例百選（増補版）』

「株主兼取締役に対し商法二九四条所定の検査役選任請求権を認めた事例」私法判例リマックス二

「会社の合併と株式の買取請求価格」『新証券・商品取引判例百選』

一九九二（平成四）年

「表見代表取締役と第三者の過失」『会社判例百選（第五版）』

一九八九（平成元）年

「既に廃止した営業に関する権利または地位の譲渡契約が商法二四五条一項一号の営業の重要な一部の譲渡に当たらないとしながらも、右契約中の競争禁止契約について商法二四五条一項一号の類推適用を肯定した例」判例時報一三一八号（判例評論三六八号）

一九九〇（平成二）年

「振出・裏書の原因関係がともに消滅した場合と人的抗弁の対抗」『手形小切手判例百選（第四版）』

「商法四三条における使用人の代理権」商事法務一二一五号

一九九三（平成五）年

「普通保険約款の拘束力」『商法（保険・海商）判例百選（第

二版』

「代表取締役の退任等の登記と商法一二条・民法一二条の適用」『商業登記先例判例百選』

一九九四（平成六）年

「約束手形の振出人に対する満期前の提起と遡求権保全のための支払呈示の有無」法学教室一六四号

「白地手形の満期が補充された場合とその他の手形要件の白地補充権の消滅時効」『平成五年度重要判例解説』（ジュリス
ト臨時増刊一〇四六号）

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法（総則・商行為）判
例百選（第三版）』

一九九六（平成八）年

「普通保険約款の拘束力」『損害保険判例百選（第二版）』

「合併・営業譲渡、解散・清算、罰則、有限会社」倉沢康一

郎、奥島孝康編『判例ハンドブック（商法総則・会社法）』（日
本評論社）

一九九七（平成九）年

「署名後意思によらずに流通した手形と署名者の責任」『手
形小切手判例百選（第五版）』

一九九八（平成一〇）年

「新株発行不存在確認の訴えとその被告適格」私法判例リマ
クス一六

「満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日
払の約束手形の効力」判例時報一六二五号（判例評論四六九
号）

「表見代表取締役と第三者の過失」『会社判例百選（第六版）』

一九九九（平成一一）年

「判例解説（善意取得、取立委任、手形保証）」河本一郎、
奥島孝康編『新判例マニュアル 商法Ⅲ（手形法・小切手法）』

(三省堂)

二〇〇二(平成一四)年

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法(総則・商行為)判例百選(第四版)』

二〇〇四(平成一六)年

「信義則上株主総会決議のないことを理由に取締役への退職金の支払いを拒めないとされた事例」私法判例リマックス二八

「他人の氏名による署名」『手形小切手判例百選(第六版)』

二〇〇六(平成一八)年

「表見代表取締役と第三者の過失」『会社法判例百選』

二〇〇八(平成二〇)年

「改正前商法二九四条一項に定める検査役選任の申請要件である総株主の議決権の一〇〇分の三以上を有する株主の意味」私法判例リマックス三六

「問屋の破産と委託者の取戻権」『商法(総則・商行為)判例百選(第五版)』